

平成 25 年度 第 3 回雲仙市入札監視委員会審議概要報告書

開催日時	平成 26 年 2 月 10 日（月） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分
開催場所	吾妻町ふるさと会館 2 階 研修室 3
報告案件 及び 審査案件	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 報告案件<ul style="list-style-type: none">・指名停止案件の報告3. 抽出案件の審査<ol style="list-style-type: none">①市営玉垣団地外壁・屋上改修 3 期工事②国見町ごみ焼却場解体工事③溜水・妙見地区給水栓更新工事④山畑地区揚水施設水管理制御システム更新工事⑤雲仙グリーンロード安全対策工事（南部工区）⑥八斗木小学校校舎防水改修工事⑦鶴田小学校プール整備工事⑧西郷小学校自動火災報知設備改修工事⑨国見西里地区防火水槽改修工事4. 質疑応答5. その他

主な意見・質問	市側回答
<p>1. 開会</p> <p>2. 報告案件</p> <p>・指名停止案件の報告について</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・減免申請をした場合、課徴金の場合順番で、1番目は100%、2番目は50%、と基準は決まっているので、そういうことを市長の情状酌量とかするなら、要綱に明確に謳ってないので、基準を決めていた方がいいのではないですか？</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・減額の率30%というのは、申請順3番目以下か、公正取引委員会の立ち入り調査後ということですが、どちらですか？</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・単純に考えて、減額の率が100%、50%、30%となった時に、その30%になったから2分の1に最高に縮めたということで、50%の時は、75%（短縮）になるという考え方ですか？</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・そうであれば、やっぱり違反をやっても、減免申請をやったら、どういう結果になるか分かりかねる。その場合（100%減免）は、指名停止を行わないっていうふうに措置要領の中に書くべきじゃないですか。そのことによって違反を抑止して行こうということになるから、指名停止と連動させることはやっぱり書いた方が良くないですか？</p> <p>(委員質疑)</p>	<p>(事務局)</p> <p>・はい。</p> <p>(事務局)</p> <p>・公取の方に確認をしたのですが、それについては教えられないということで、どれかは分かりません。</p> <p>(事務局)</p> <p>・いえ、減額の率が100%だったら指名停止措置にならなくて、減額があれば軽減をしますということですよ。</p> <p>(事務局)</p>

・刑事事件、談合罪とかになった時に確か刑事事件の方が起訴した時点で指名停止をすると、確定を待たないということになっていた訳ですけど、その考え方から言ったら独禁法は、確定してから出すということになっているので、その辺の違いを調査しておいてください。

(委員質疑)

・法改正があって、措置命令に不服の場合は、公取で審議するのではなく、地裁に行くというふうになってしまいましたから。

3. 抽出案件の審議について

① 市営玉垣団地外壁・屋上改修3期工事

(抽出理由)

・業者が4業者ということで少ない。それと落札者以外は全て予定価格を上回っており、落札者以外に受注意欲が感じられない。結果を見ると普通の競争入札のような感じはするが、別に同じような工事で「市営魚見団地外壁・屋上改修工事」があっており、殆んど内容は一緒じゃないかと思うが、2件を見比べた時、非常に何か違和感が残る。6番で取った業者が、7番では極端に低い入札の金額を提示している。Aランクの業者が同じような工事で全く違うような見積もりをするのは、ちょっと可笑しいということで、抽出しました。

(委員質疑)

・No.7の「市営魚見団地外壁・屋上改修工事」も同じ日に入札がされていますが、工事概要は殆んど同じですか？

(委員質疑)

・見積の仕方については、あまり変わらないということですね？

・分かりました。

(事務局)

・分かりました。

(担当課)

・工事概要等の説明。

(事務局)

・入札方式、入札参加資格（建設業許可条件、施工実績の条件、営業所の所在地、総合数値、格付等級等の条件、年間平均完成工事高及びその他の条件）並びに入札参加状況、入札結果等の説明。

(市側応答)

・内容は外壁の改修工事です。

(市側応答)

・玉垣団地は、建物が古いので、外壁の仕上げがコンクリートの上にモルタルを塗って仕上げで、

	<p>上に塗装を画けるという形です。魚見団地は、もう少し建物が新しいので、その時期はモルタルを塗る工法ではなく、コンクリートの厚みを少しふかして、鉄筋の被りを確保し、その上に塗装するという格好になっておりますので、モルタルの浮きっていうのでは無く、クラックが改修の対象になってきます。</p>
<p>(委員質疑) ・どっちが易しい工事ですか？</p>	<p>(市側応答) ・浮きが少ない分、工事として手間が掛からないのは、魚見の方です。</p>
<p>(委員質疑) ・同じような工事が過去も何回かあって、そういう工事の内容について、初めて出る工事ではないですよ？</p>	<p>(市側応答) ・はい。玉垣については、2年前にもしています。</p>
<p>(委員質疑) ・申請に来られたのが4社ということで、要件を満たしている業者は？把握してありますか？</p>	<p>(市側応答) ・まだ、いらっしゃいます。ある程度の把握はしておりますが、その他の条件の従業員雇用につきまして、市外までは、把握しておりません。</p>
<p>(委員質疑) ・入札参加の申請書を持ってこられた時は、何名来られたとか、他の人も来られたとか分かるのですか？</p>	<p>(市側応答) ・偶々、申し込み会場で会うと分かるとは思いますが、すけど。</p>
<p>(委員質疑) ・最終的に4名というのは、入札会場でしか分からない？</p>	<p>(市側応答) ・はい。</p>
<p>(委員質疑) ・見積が容易な工事ですか？それとも難しいのですか？</p>	<p>(市側応答) ・外壁改修工事で、難しい施工方法は、採用しておりません。一般的な工法なので、単価の種類も多くありません。それと今は、見積で取った単価を公表しておりますので、難しい見積ではないと思います。特にAランクなので難しくはないと思います。</p>

(委員質疑)

- そうすると尚更、予定価格を超えるのは・・・？
- バラツキについては、可笑的、可笑しくないとか思いますか？

(委員質疑)

- No.6 は落札して、その直後の No.7 は失格、これいかがか？と思って。1 件落としたから、次は（身を引く）みたいなことやっているのですか？まあ、それがハッキリ分かれば楽でしょうけど。

(委員質疑)

- 欲しくないから予定価格を超えた応札をしようと思うのですが、そのことは？

(市側応答)

- 時期的に、工事が結構出ている、主任技術者になれる資格者が手元にいないので参加出来ないと、お聞きしたこともあります。それで 4 社ぐらいしかいないのかなあというのは、1 つあると思います。それともう一つは職人さんが、今、凄く厳しいというのがございます。工事量がグリーンと減った時に職人さんが大分辞められて、中々集まらないというところがありまして、入札に参加する時必ず、元請さんは下請さんに見積を取られると思うのですが、色々な内容を聞いてその辺も含めて入札は参加されると思っています。そのあたりが少しあるのかなとは思いますが。

(市側応答)

- 最低制限価格より落ちてはいますけど、極端な差がないので、そこがどうなのか？それと資料には準備していませんが、No.7 の応札結果分布は、No.6 の分がそのまま並行移動したような格好になっています。それなので、何かそこにあるとなると順番がずれたりすると思います。しかし、各社でそれぞれ（2 件とも）同じように見積をされているので、各社で見積採用の差がそのまま同じような結果として、分布がずれているだけだと思います。

(市側応答)

- 最低制限価格から予定価格の範囲内になると落札というふうな状況が生まれますが、市がどういう設計をしていたかというのは、結果が出ないと分かりません。先ほどもちょっと申しましたが、同じような順番になっているのは、逆に各社がそれぞれ自分の思惑で設計しているので、そういう同じような癖がついて同じような順番になっていると思います。

② 国見町ごみ焼却場解体工事

(抽出理由)

・ 応札 2 社中、1 社が無効であり競争性が疑われる。

(委員質疑)

・ ハンコが無いっていうのは、よくありますか？

(委員質疑)

・ 印鑑が必要な実質的な理由は何ですか？形式ではそうになっているのでしょうか。

(委員質疑)

・ 形式的にそうになっているのは、知っていますから。

(委員質疑)

・ 私の考えで言ったら、本人かどうか、その会社かどうか、それをハッキリさせるために、場合によっては実印をもって来い、印鑑証明書を付けるとやるのだけど、だけどこの人だと分かっておれ

(担当課)

・ 工事概要等の説明。

(事務局)

・ 入札方式、入札参加資格（共同企業体の構成員数、構成比率、建設業許可条件、施工実績の条件、営業所の所在地、総合数値、格付等級等の条件、年間平均完成工事高及びその他の条件）並びに入札参加状況、入札結果等の説明。

・ 無効の理由は、入札書に押印が無かったため。

(市側応答)

・ (入札書に印がないのは) 年間あって 1、2 個ぐらいです。

(市側応答)

・ それにつきまして色々調べたのですが、絶対これというのは確認出来ませんでした。まずどこの市町村におきましても記名押印が入札書には必要となっております。

(市側応答)

・ 商法の第 32 条に契約書とかにつきましては、記名押印をもって署名に代えることができる。という条項がございましたので、契約については記名押印、又は署名。署名・捺印が、一番効力があり、次が記名押印。記名押印がない場合は裁判等での証拠性がないということで、どこの自治体においても記名押印までを入札書等、契約の一つの関連付けたなかでそうされているのかなと思われました。

(市側応答)

・ 入札参加者につきまして、確かに顔見知りの方は、この人で間違いないというのは、出来るのですが、それが万民においては出来ないものですから、例えば知った人だったら有効、知らなかった

ば、全く形式なので、その形式を外しても他人が入って来る恐れがなければ、要件から外すことも検討出来ないのかなという。

(委員質疑)

・公正証書を作る時に、本人かどうかを示すために、免許証とか印鑑証明証を出しますけど、公証人が顔見知りだから、この人は大丈夫、何も取らない。このやり方は今でもやっているのですよ。かなり前から。だから、人間違い、人違いがあれば困るけど、例えば公証人、或いは入札担当課で知っているのであれば、間違いないと分かっているのだから。

(委員質疑)

・理由がある、知っている、知らないと。

(委員質疑)

・他所でやっているから、やっているとしたか聞かえないし、例えばこれだって安くで、出来たのを、高くなった訳でしょう。印鑑がなかったというだけで、結果的にはですね。ただ、印鑑がなかったという理由が、もう一つ私がハッキリ納得出来ないもので、後でちょっと私も抽出案件がありますけども。

(委員質疑)

・先ほど言った商法の契約というのは、受注者が決まってから契約を結ぶ時っていうことで、これはまだ契約の申し込みと言うことじゃないのでしょうか？

(委員質疑)

ら無効と、そこに不平等が生じるので、書類において皆平等に記名押印をもってその方が行っておりますよという確認をさせてもらっておると思っております。

(市側応答)

・そこが、入札参加者について皆さん平等的な取扱いをするとすると、例えば個人の知識においてこの方は知っている、知らないという分で、相手方に対しては不平等に扱うような形になるものですから。

(市側応答)

・ただ、それはあくまで個人の見識とか、1個人の裁量においてそういう分類をするような形になるものですから、それよりも皆さん同じように扱わなければならないものですから、同じ取り決めの中でさせていただいておるということです。

・商法での文書に関して、社長が全部署名しなければならぬとなれば、面倒くさいし、実際出来ないから記名押印で良いという、それは救済策っというだけの意味があって、印鑑がないと駄目だよという一般論ではないのですよ。だから例えば契約書なんかで書面を作るべきものもありますし、作らなくてもいい契約だっていくらでもありますよね。

(委員質疑)

・これ要綱で決めてあるのでしょうか。

(委員質疑)

・ただ、単なる役所の事務上の取扱いが、そのようにしていた方が、取扱い易いというだけの話でしょう。

(委員質疑)

・おっしゃるとおり、その平等性とか考慮して行った時に、一つの形式で縛れば、判断するのは楽ですよ。けどそれ本当に意味があるか、無いか、まで根本を詰めて行けば、どうなのだろうと言うのがちょっと気になったものですから。

(委員質疑)

・抽出された委員は、むしろこの理由は知らない訳ですよ？知らないで抽出した訳ですよ？だから、わざとハンコが無いのを入れたのではないのかという意見じゃないのですか？

(委員質疑)

・JVにしたのは、3,500万以上ということからですか？

(委員質疑)

・今頃も何年か前のダイオキシンの取扱いと全く

(市側応答)

・はい、要綱にはあるのですが、その要綱の根本が何かということをお宿題でいただいていたものですから。

(市側応答)

・ハンコが無いってことは、知らせていません。

(市側応答)

・JVについては、焼却場の解体が特殊工事なものですから。

(市側応答)

・そうです。床も遮水をして、囲いをしてダイオ

<p>変わらないやり方でしないと駄目なのですか？</p> <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVにして、地元企業に技術移転をさせるという意思ですか？ 	<p>キシンの測定をした上で、管理区域を設けてやりなさいと変わっていません。</p> <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうです。
<p>③ 溜水・妙見地区給水栓更新工事</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者だけポーンと上にあって、後は、全部横並び、しかも高い順に並べていったら、2者が380万、その後320万5千円、320万4千円、320万3千円、320万2千円、千円ずつ下がって、ちょっと何か変だなあとあって、一番下が319万7千円、この会社が落札しているというところで、ちょっと奇妙な数字の流れがあったので、抽出して皆さんの意見を聞きたいと思って選びました。 	<p>(担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事概要等の説明。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札方式、指名選定した考え方及び入札参加状況、入札結果等の説明。 ・辞退率46%、辞退理由で、1番多いのが「技術員の確保が困難である。」ということ。
<p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは技術的に難しい工事ですか？ 	<p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いえ、別に。ただ、今ある給水栓を新しいのと取り替える工事ですので、そんなに難しいとは思っていません。
<p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ、辞退の理由が技術者の確保が困難であるというのが一番多いのですよ。そういう特別な技術者がいるのかなと思って、この辞退届けちょっと妙だったのですけどね、どうですか？ 	<p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社自体の数が確保できていない場合、辞退されるのが多いみたいですけど、特別な技術というのは、いらなと思います。 ・この入札が9月、先ほどあった消費税絡みの工事が、ポツポツ影響し始めた時期にも入っていると思いますし、契約をする場合、建設業法上で主任技術者になれる人が必要です。その主任技術者になれる技術者がその会社でいない場合は、技術者がいないという理由を付けられる場合がございますので、その会社毎でそういう資格を持っておられる方、又は実務的にこういうことをされておられる方が、確保できないという理由で辞退を

<p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税の前倒しだと、1番の仕事が沢山あるから受注がさらに出来ないよというのが、多いかなと思っていたのですが。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の扱いは、どこまで認められる訳？ —工事の現場の間隔が空いているとか。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これ該当しないでしょう。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうした時に、要するに距離がちょっとあったらもう駄目ですよ。というのは？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そしたら、この理由はあまり出て来ないのではない？一人でいくつも現場を持って良いならば、この辞退者が5つも6つも取っているということは、あんまり考えられないと思うのですよ。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この給水バルブは、上水道ですか？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい用？どこから取水するの？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やっぱり、5人が千円ずつ違うというのが、引っかけますね。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,4,3,2、4社です。 	<p>されていると思っております。</p> <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(現場)専任性がない分につきましては、出来ると言われるとこでしたら、いくつという縛りはございません。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。これは該当しません。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それはありません。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑かんです。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうです。ボーリング、地下水です。
---	--

<p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 半分辞退して。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • そうです。そして辞退の理由が今みたいにちょっと妙なので、総合したら何か奇妙だなという気持ちは、若干残ったままですけど、まあそこを議論しても仕方ないので、次に移ります。 <p>④ 溜水・妙見地区給水栓更新工事</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 別の抽出された件、今回の3件、後3件で、7件今回について無効が出て来ています。急に出て来たって気がして、ビックリして無効理由が分からなかったなので、抽出しました。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 工事費内訳書についても記名押印というのが、要綱に謳ってあるのですか？そこに引っかかったということですか？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • まあ、それは出さないと仕方ないと思うんですけど、具体的金額が出ていないので分かりませんが、グラフでは、無効になった方が、より低い感じですよ？ <p>(委員質疑)</p>	<p>(担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 工事概要等の説明。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入札方式、入札参加資格（建設業許可条件、施工実績の条件、営業所の所在地、総合数値、格付等級等の条件、年間平均完成工事高及びその他の条件）並びに入札参加状況、入札結果等の説明。 • 無効の理由として、工事費内訳書の不備で、3社が無効となっております。これにつきましては、公告で工事費内訳書の提出を示していましたが、2社が未提出。残り1社は工事費内訳書取扱要綱の不備事項に該当したため、札自体が無効という取扱いでございます。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> • はい、1社ですね。残り2社につきましては、工事費内訳書自体の提出がなかったためです。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> • そうですね、無効になった方が1番低かったです。 <p>(市側応答)</p>
--	--

<p>・内訳書は、同時に出さないとやっぱり無効ですか？ちょっと明日という訳にはいかないのですか？</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・入札書は金額を書いていますけど、内訳書は何か同時じゃなくても良い様な感じもしないでも無いのですけど。</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・その辺は良く分かるのですが、別に印鑑が無いところは、入札する気が無いので、印鑑を押さないという訳じゃ無いのでしょうか？</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・担当者の印鑑でも駄目？認印とか？</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・入札の時は、委任状を持って来られますね。委任状を持ってきたのが、会社の(代表者)印鑑で、後は個人の印鑑をずっと入札中はしますよね。そしたら、その印鑑でも、個人の印鑑でも工事費内訳書には打って良いのですか？</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・印鑑は入札に来られる人、大体持ってこられますよね？</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・印鑑が無い人は良いですよ。だけど持っていますかと確認すれば、持っていれば、それが救済されるような気がします。</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・取扱いとしては、箱に入れれば終わりという取扱いをしているのですかね？</p>	<p>・はい、その時に貰うようにしています。</p> <p>(市側応答)</p> <p>・工事費内訳書取扱要綱の中で、札と同じ額になるような内訳書の提出を求めていますので、内訳書自体も最終的には、入れた札と同じ金額を提示されております。</p> <p>(市側応答)</p> <p>・じゃないです。</p> <p>(市側応答)</p> <p>・内訳書につきましては、会社の代表者印を押していただいております。</p> <p>(市側応答)</p> <p>・代表者の記名押印と謳っております。</p> <p>(市側応答)</p> <p>・いえ、この頃は前もって印鑑付いて、その紙しか持って来られない人が多いです。</p> <p>(市側応答)</p> <p>・そうです。</p>
---	---

<p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 例えば選挙なんかでも投票でも無効というのはありますけども、結構ややこしいの出てきますよね。例えば「やまだ」を「やまた」と書いたらどうですかとかですね。入札の札に会社の(代表者)印が無ければ、問題かも知れませんが、それであっても代理人に入札に関して任せるとなっておれば、その方の印鑑でも多分救える筈なのですね、社長の代わりに来ている訳だから。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 今回は、揚水システムの正にシステムだけですね。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • ポンプとか何とかは含まない？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • それで3千万は高いね。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 確かに。 <p>⑤ 雲仙グリーンロード安全対策工事(南部工区)</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • No.59とNo.60が同じような案件だったのですが、No.59では2社しか入札をされてない。他にも2社とか3社とかっていうのもあったのですが、入札がもったいないかなと思って、抽出しました。 	<p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> • そうです。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> • ポンプとかは無いです。 <p>(担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 工事概要等の説明。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入札方式、入札参加資格(建設業許可条件、施工実績の条件、営業所の所在地、総合数値、格付等級等の条件、年間平均完成工事高及びその他の条件)並びに入札参加状況、入札結果等の説明。 • それと先ほど委員の方からあったのですが、同様な内容の案件でNo.60で指名競争入札を行ってはおります。
--	--

<p>(委員質疑)</p> <p>・これは、建設業の許可条件で、とび・土工・コンクリート工事ということで上げてありますが、これを選んだ理由は何ですか？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・建設業法の28業種の中で、フェンス等の道路付帯物等については、とび・土工・コンクリート工事の工事です、という分類分けがあるものだから、それでしています。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・これに該当する業者は、申込は2社ですけども、そちらで把握している業者は、何社ぐらいおられますか？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・実績等につきましては、雲仙市だけの実績じゃなく、他の実績もあります。そこは把握できませんので、実績高だけですと2桁はいらっしゃいます。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・ここにある業者は、土木一式も持っておられますよね？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・土木も持っておられます。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・土木一式で入札されたら、結構入札に参加される方が多かったのじゃないかなあと感じたものですから。何かがあって絞られたのかなあと感じて、たった2社しか参加しないというのが、ちょっと・・・。</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・実際はまだ、市の工事でフェンスとかをされている会社もいらっしゃるのですが、その方は参加をされていないです。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・忙しいとか、そういうことでしょうか？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・そこまでは、把握しておりません。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・次の60番、7業者入札していますよね。</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・それは指名競争入札で、とび・土工・コンクリートで、ある程度の実績高を有するところを指名しております。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・フェンス工事が、とび・土工に入るといいますか？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・はい。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・工事現場は高いところですか？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・いえ、道路沿いです。</p>

<p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェンス高が、5m、6mというのなら、この工種を適用というのがあるでしょうけど、60cmのフェンス建てというのなら、あまり拘らなくてもいいのかなあと、参加者が少なかったということがあったものですから。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出対象外だけど、No.60のほぼ同じ工事を指名にして、こっちを制限付一般競争にしたのは、なぜですか？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今からもこういうのは、全部これで行かれるのですか？このとび・土工？小さくても？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガードレールもこれ？ 	<p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それにつきましては、700万円以上は、制限付一般競争入札、もう一つは、そこまで達していないので、指名競争入札、その分け方だけです。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本、道路付帯物については、例えばガードレールと同じように、それで区分をしています。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<p>㊦ 八斗木小学校校舎防水改修工事</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出理由として落札率が高い、それと補足として、落札者以外全ての応札者が失格となっており、結果的に最も高い価格で入札した業者が落札しています。ランダム係数で失格となったのであれば仕方ないかもしれませんが、そうでなければ談合が疑われるというのも選定の理由です。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出した委員が指摘されたとおりランダム係数の範囲よりも下で失格者が出ているというのが、一番気になるところです。資料で大体87.5%よ 	<p>(担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事概要等の説明。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札方式、入札参加資格（建設業許可条件、施工実績の条件、営業所の所在地、総合数値、格付等級等の条件、年間平均完成工事高及びその他の条件）並びに入札参加状況、入札結果等の説明。 ・ランダム係数につきましては、1.0026496程度の数値で、0.995から1.005がその範囲ですが、そこまで高くない数値でございます。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事に関しましては、60%は県の単価を使っており、その分は公表していません。それで40%は公表していますが、公表していない分の

りも全部下になっていて、設計から 90%ぐらいが、最低制限ということが分かっていますので、87.5 から下というのは、余りにも下がり過ぎじゃないかというのが、談合が疑われる一番の問題点ですね。本命の人がもっと 90%ぐらいの所なら、どうかなあというのがありますが、こうも開いているというのが、絶対この人達は番外で、私は確実に当選するというような乖離があるものですから、そこら辺がどういう具合に考えられますか？

(委員質疑)

・最低制限価格 15,515,000 円が、高過ぎるということは無いですか？

(委員質疑)

・7 業者は、大体近いところに固まっていますが、1 業者だけポンと上がっているのも、その 7 業者がそんなデタラメをしたのか、それとも真面目に一定の額を出して落とすために、ちょっと下の方を狙ったのか。普通に考えると、1 社だけポンと高いのは、取れないなら、取れないでもいいかなと。逆にそういうのも時々ありますので、だからその最低制限が、果たして妥当だったのかなあとちょっと気になったもので、もし分かればと思ったので。

(委員質疑)

・ギリギリじゃなく、かなり下がっているものだから、おっしゃるとおり安い単価で出来るのであれば、そういうとこを最低制限価格に配慮する必要はないのかな？という気が、これ素人意見ですけど、無理ですか？

(委員質疑)

・5 業者も 6 業者も、その足場関係でしょうけど、足場は安いので行けますよ、というようなやり方

足場関係でかなり見積が安くなされた結果じゃないかなと、推測しております。

(市側応答)

・設計は、県の建築課の単価を採用しておりますので、高いとか安いとか言えないと思うのですが。

(市側応答)

・恐らく、足場関係で、物価版が若干安い分があり、1500 m²という足場を組むものですから、そこで平米当り数百円とか違った場合、直接工事で数十万違ってきますので、そのあたりじゃないかなという気がします。

・仮設足場の面積が多い場合、入札価格自体が、最低制限より下を持って来られるというケースは今まででもございました。

(市側応答)

・最低制限価格となりますと設計額から決まってくるので、そのあたりは最低制限価格の率を下げないと下がってきません。

(市側応答)

・土木も一緒でしょうけど、県の歩掛とか単価を使って設計するようになっていると思いますけ

ならば、役所の方も安い足場の単価を採用してはどうですか？という話ですよ。

(委員質疑)

・県の単価と物価版の単価があった時に、県は高い方(県の単価)を使えという指導ですか？こういう単価(物価版)があるのに、それを使わないで、高い方を使えと指導をする訳？そういうことは、しないでしょ。

(委員質疑)

・それは業者で徹底しているのですか？そういう情報は、分かっている？

(委員質疑)

・県は、実際こういう物価版に載っている単価もあるのに、こっちを採用してというのは、何かあるのでしょうか？そういう機会が設計側から県の方には、疑問点というか、提案とか、そういったことをしないのですか？

(委員質疑)

・じゃあ、この工事費の内訳書を見れば、そこにいくらで上げているとか出てくるような気がするんですけど。

(委員質疑)

・今のところ原因は、その足場だろうということですか。

(委員質疑)

・工事費内訳書を取れば、差が確認出来るという気がしますけども。いかがでしょうか？

(委員質疑)

ど、それを建築課も使っているというような形ですので、わざわざ決まりを守らないで、下で設計を組むということは出来ないと思います。

(市側応答)

・そういうのじゃ無く、会計検査院でも説明するように、まずは県の単価を使うと、その後、物価版あたりを使って、無いやつは見積を使うとか、そういう流れになっていますので、その順番といえますか、そういうやり方で設計しているという状況です。

(市側応答)

・分かっています。

(市側応答)

・建築課に設計を事務委任していますので、建築課に聞いたらそういう県の単価等については分かると思いますけど。

(市側応答)

・そうですね、はい。

(市側応答)

・物価版には、1000㎡単位の3ヶ月単位ぐらいしか、載っていないです。ですから、業者さんは、そのあたりから選ぶしかないです。

(市側応答)

<p>・だから、足場のところでこの差が出た可能性が高いとの考えなのですね？</p> <p>(委員長)</p> <p>・じゃあ、管財課の方でこの件について工事費内訳書を出すように手続きをしてください。</p> <p>㊦ 鶴田小学校プール整備工事</p> <p>(抽出理由)</p> <p>・意図的に失格を狙っているように見える。</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・これにつきましては、入札の結果グラフで失格者が、殆んど90%のラインのところに来ていますので、これに関しては、取り下げをさせていただきたいと思います。</p> <p>(委員長)</p> <p>・じゃあ、これ審議しませんので、そういう形でよろしいです。</p> <p>㊧ 西郷小学校自動火災報知設備改修工事</p> <p>(抽出理由)</p> <p>・これ指名競争入札ですよ、予定価格を超える応札が半分ありまして、競争性が半分になっているという、そういうことで、抽出致しました。</p> <p>(委員質疑)</p> <p>・このグラフにも出ない位高い応札、160%ぐらいあります。その辺が何なのか、真面目にやっているのかなあという気がします。</p>	<p>・はい。</p> <p>(事務局)</p> <p>・はい。</p> <p>(担当課)</p> <p>・工事概要等の説明。</p> <p>(事務局)</p> <p>・入札方式、指名選定した考え方及び入札参加状況、入札結果等の説明。</p> <p>・土木工事とかと比べると、高止まり的な応札結果ではございます。</p>
--	--

<p>(委員質疑)</p> <p>・280万とか270万超えているところもありますけど、予定価格より100万以上高いところが入っていますよね、いくつか。何なりと推測がたちますか？</p>	
<p>(委員質疑)</p> <p>・そういう高い価格を入れる事によって全体の競争性が落ちてくる訳ですよ？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・一つ考えられるのが、この火災報知機の本体価格は、県の単価を使っています。恐らくこれの見積で、そのあたりの差が出たのかなという感じがするので。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・それは、単価のバラツキがあるってということ？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・はい、単価が。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・メーカーの指定とかは、されてないですか？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・メーカー指定はしていません。仕様で謳っております。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・単価が違うのは、メーカーによって違うということですか？バラツキがあるとおっしゃったのは？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・メーカーで違うと思います。それで100万円違ったりするのをそのまま入れられたのかなあという気がします。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・入札で落札したければ、価格低い方を狙うのではないですか？</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・まあ、何社（見積を）取られたかは、分かりませんが、そうとしか考えられないですよ、高い人達はですね。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・まあ、落とす気がなかったと言え、そうかもしれないですね。</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・機械、電気については、今のような購入価格というのは、代理店次第では額が違ったりしますので、やはり購入する所で違う可能性は、あろうかと考えております。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>・機械なら一定の合格証か何か出るのでですか？国か何かの品質の保証か何かの。何でも良いという</p>	<p>(市側応答)</p> <p>・仕様書で謳っております。</p>

<p>問題じゃないと思いますけど。</p> <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書である程度の品質であれば、価格はそうバランスが違ふということはないのではないかと、素人感覚ですけど。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> そういう仕様であれば良い？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> それによつても色んな物が、価格の違ふ物があるということですね？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安い器具を探して、時間を使って設計をしても報われないですよ、いくらお金で努力してもね、どこで努力するのですかね？ 余り安かったら、失格ですからね。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安ければ物が悪いとか、高ければ物が良いということでも無いのですかね？ <p>(仕様を)出しているから、それに合えば大丈夫と。</p>	<p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合受信機は、火報 15 回線と防排煙 5 回線の壁掛けということで謳っております。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> はい。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> そうですね。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> そうですね。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> そうですね、そういう条件(仕様)の型式でしたらですね。はい。
<p>㊦ 国見西里地区防火水槽改修工事</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 辞退が非常に多いですね、それによつて競争性が非常に落ちているということで、選びました。 	<p>(担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事概要等の説明。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札方式、指名選定した考え方及び入札参加状況、入札結果等の説明。 13 社指名を致しまして、辞退率約 77%。辞退内訳で一番多いのは、「作業員の確保が困難である。」が、約 38%。 工事の内容が既製品を使う分と現場打ち分の差

<p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際には、応札した 3 社で、最低制限価格を超えて予定価格以内というのが、1 社しか居ないし、後は予定価格を超えていたり、最低制限価格を下回ったりと安心して応札できたのではないかと思うのですね。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この辞退理由から何か感じる点ありませんか？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうでしょうね、東北に行っているとか、あるのでしょうか。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この工事は、作業というのは相当、数は居るのですか？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の数が必要ですよ。はい、分かりました。そうなれば、理由として可笑しくないですね。 <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この辞退届というのは、入札の前どのくらいまでに出せば良いのですか？当日でも良いのですか？ <p>(委員質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どうです、以前に比べて辞退が減ってきたかなあと思うのですけど。 <p>(委員質疑)</p>	<p>があるが、同じように防火水槽工事を同日に入札をしておりますが、既製品を使う分は 11 社指名の 7 社参加。</p> <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既製品の場合と違いまして、現場打ちになるものですから、鉄筋工とか型枠工が必要になって来ますので、作業員自体は若干多いと思います。 <p>(市側応答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい、始まる前までに、辞退を出していただく。例えば入札が行われている中で金額を書く所にも、辞退と書いて出されるケースもございます。 <p>(市側応答)</p>
---	--

•ここに（辞退と記載が）ある人は、辞退はこの時に辞退届を出されるのですか、前の日に。

（委員長）

•入札する方は、誰が辞退したかというのは、その時（入札）まで知らないのですか。話をしていない限りは。入札した単価もえらくズれていますので、ちょっと不自然な気もしますが。特に無ければこの案件これで終わります。よろしいでしょうか？

（委員長）

以上をもちまして、抽出案件についての審査を終了致します。

委員の皆さんお疲れさまでした。

•各会社バラバラですが、ギリギリで出す人もいらっしゃるれば、書類（入札執行通知書）が届いて見てから直ぐ辞退を出される方もいらっしゃいますし、バラバラです。